

議案第10号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
地方自治法第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約（平成18年指令平18市町第815号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月20日提出

山陽小野田市長 白井博文

1 変更する事務

山口県市町総合事務組合規約第3条第6号及び第7号に規定する事務を共同処理する団体に柳井市を追加する。

2 山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

別表第2の6の項及び7の項中「長門市」を「長門市、柳井市」に改める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

山口県市町総合事務組合規約 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）		別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
6 第3条第6号に規定する事務	下松市、光市、 <u>長門市</u> 、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	6 第3条第6号に規定する事務	下松市、光市、 <u>長門市</u> 、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、養護老人ホーム秋楽園組合、宇部・阿知須公共下水道組合、養護老人ホーム長生園組合、豊浦・大津環境浄化組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 第3条第7号に規定する事務	下松市、光市、 <u>長門市</u> 、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	7 第3条第7号に規定する事務	下松市、光市、 <u>長門市</u> 、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
8 (略)	(略)	8 (略)	(略)
9 (略)	(略)	9 (略)	(略)
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)